

会社名 EIZO 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 実盛 祥隆  
(コード番号 6737 東証第一部)  
問合せ先 執行役員経理部長 出南 一彦  
電話番号 076 (274) 2404

## 消費税税率変更に伴う対応のお知らせ

EIZO株式会社(本社:石川県白山市、代表取締役社長:実盛 祥隆)は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(以下「改正法」)の施行により、平成26年4月1日から8%に引き上げられる消費税の取扱いにつきまして、以下の通りご案内申し上げます。

### -弊社対応について-

改正法により、平成26年4月1日以降に弊社が提供する製品・保守サービス等に係る消費税率は、新消費税率の8%を適用してご請求させていただきます。

尚、弊社が提供させていただいております保守サービスのうち、サービス対象期間が平成26年4月1日以降に係る部分につきましては、既に消費税率5%にてご請求済みの場合にも、新消費税率8%との差額分を別途ご請求させていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先:  
EIZO 株式会社  
経理部  
TEL:076-274-2404